

11. 法務研究科

| | | |
|-----|----------------|-------|
| I | 法務研究科の教育目的と特徴 | 11-2 |
| II | 分析項目ごとの水準の判断 | 11-3 |
| | 分析項目Ⅰ 教育の実施体制 | 11-3 |
| | 分析項目Ⅱ 教育内容 | 11-5 |
| | 分析項目Ⅲ 教育方法 | 11-6 |
| | 分析項目Ⅳ 学業の成果 | 11-8 |
| | 分析項目Ⅴ 進路・就職の状況 | 11-9 |
| III | 質の向上度の判断 | 11-10 |

I 法務研究科の教育目的と特徴

1. 【教育目的】

- (1) 本研究科は、地域社会の法化の進展に寄与すると共に、いわゆる国際化の時代にも対応できる、高度の法的思考力と知識を有する、専門的ジェネラリストとしての法曹を養成することを基本的理念・目的とする。
- (2) そのため、「プロセスとしての法曹養成」に視点を置き、高度で多様な専門知識の修得のみの教育ではなく、法曹として生涯役立つ法的知性の基礎をつくる教育、さらには地元への定着を図り、即戦力として現実の紛争に敢然と立ち向かい解決への道筋を立てる意欲と熱意を持たせる教育を目指す。

2. 【特徴】

本研究科の特徴は、通称「山陰法科大学院」と称し、文字通り島根・鳥取両県を中心とする山陰の地理的、文化的な特徴に深く根ざした「地域性」と「国際性」を備えた法曹を養成することであり、そのために次のような特徴あるカリキュラムを配している。

- (1) 地域への関心や地域に対する責任感を喚起するために、地域に対する理解を深める講義内容と現場実習（フィールド・ワーク）等において地元への積極的な関わりを持つ機会を増やすように配慮し、過疎、中山間地、少子・高齢化等、山陰の地域社会に密接に関連するテーマを設定した授業科目を配置している。
- (2) 地域的特性を考慮して、東アジア・環太平洋地域を中心とした国際社会における法的諸関係の発展に貢献しうる法曹を養成する。この観点から、特に、東アジア・環太平洋地域における経済圏の発展による国際取引・知的財産に関連する涉外事件等に対応できる能力の養成を目的とする科目群を配置している（資料 I-1 別添）。

3. 【想定する関係者とその期待】

本研究科は、山陰地域の住民、自治体、経済界、弁護士会、司法・行政書士会等の強い要請を受けて設置されたものであり、入学してくる学生及びその保護者をも含めたその究極的な期待は、地域社会の法化の進展に寄与し国際化の時代にも対応できる高度の法的思考力と知識を有する法曹を養成・輩出することにより、山陰地域を代表とするいわゆる「法曹過疎」地域の解消にあると言える。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点到に係る状況)

本研究科は法曹養成専攻を置き、1 学年定員 30 名、収容定員 90 名である。

専任教員は 19 名であり、うち研究者教員は 12 名、実務家教員は 7 名(「みなし専任」3 名を含む。)である。これは法科大学院設置基準における学生定員に対する必要専任教員数(12 名)を優に上回るものである。また、兼担・兼任教員は、17 名である。

分野毎の教員構成という観点から見た場合、専任研究者教員については、8 名の法律基本科目担当教員(うち公法系 2 名、民事系 4 名、刑事系 2 名)と 4 名の地域関連科目担当教員を配置し、専任実務家教員については、4 名の地元弁護士会所属教員(=地域性の重視)と 1 名の外国法曹資格(イギリス及びオーストラリア)を有する教員(国際関連科目担当)を含んでいる。

教務関係の基本組織体制は、以下のようになっており、各委員会委員は研究者教員と実務家教員のバランスを考えて配置している(資料 1-1-1)。

資料 1-1-1 基本組織体制

教授会

定例：第 4 水曜日

↑

企画・運営委員会

① 研究科長 副研究科長

② 学生委員長

③ 教務委員長・・・・・・・・・・・・・・→教務委員会
副教務委員長

④ 入試委員長・・・・・・・・・・・・・・→入試委員会

⑤ 予算図書施設等委員長→予算図書施設等委員会

⑥ 自己評価委員長・・・・・・・・・・・・→自己評価委員会

⑦ FD 委員長・・・・・・・・・・・・・・→FD 委員会

(⑧ 紀要委員長)

* 常務調整会議(上記①③+アルファ・必要に応じ②, ④~⑧) 毎週

教員チーフ会議

(教務委・FD 委と連携)

(出典：法務研究科教員要録(2007 年度版)から抜粋)

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点到に係る状況)

本研究科における教育内容・方法の改善は、(1)FD 会議における検討を中心とし、(2)学生及び教員相互の授業評価と(3)学内外の教員研修等により補充する形で実施している。

1. FD 会議

まず、FD 活動の中心的組織として FD 委員会を設置しそこで取り上げられた教育内

容・方法等に関する検討課題につき、全教員参加のFD会議を定期（月1回以上、第2水曜日が定例）に開催し検討を重ねている（資料1-2-1）。その結果、各授業単元の教育目標の明確化や授業手法の工夫など授業内容や教育方法等（例えば、授業科目間の連携と調整、双方向・多方向授業の工夫への意識向上、研究者教員と実務家教員の共同授業方法の改善等）につき改善が見られるようになっている（資料1-2-2別添）。

資料1-2-1 平成19年度 法務研究科 FD会議開催状況一覧

| | 開催日時 | 開催場所 | 研修内容等 |
|----|----------------------|------------------|------------------|
| 1 | 平成19年4月11日(水)13:30～ | 法文4階法経学科会議室 | 添付資料 1-2-2 参照 |
| 2 | 平成19年5月9日(水)13:30～ | 法文4階法経学科会議室 | |
| 3 | 平成19年6月13日(水)13:30～ | 法文4階法経学科会議室 | |
| 4 | 平成19年7月11日(水)13:30～ | 法文4階法経学科会議室 | |
| 5 | 平成19年8月8日(水)13:30～ | 法文3階マルチメディア演習室 | |
| 6 | 平成19年9月12日(水)13:30～ | 法文3階マルチメディア演習室 | |
| 7 | 平成19年10月10日(水)13:30～ | 法文3階マルチメディア演習室 | |
| 8 | 平成19年11月14日(水)13:30～ | 法文3階マルチメディア演習室 | |
| 9 | 平成19年12月12日(水)13:30～ | 生資3号館マルチメディア演習室3 | |
| 10 | 平成20年1月9日(水)13:30～ | 生資3号館マルチメディア演習室3 | |
| 11 | 平成20年2月13日(水)13:30～ | 法文3階マルチメディア演習室 | |
| 12 | 平成20年3月12日(水)13:30～ | 法文3階マルチメディア演習室 | |

（出典：法務研究科事務部資料から作成）

2. 授業評価等の実施

各教員の授業参観による評価・報告を定期的の実施し、FD会議での検討資料の一つとしている。また、学外の第三者評価委員による授業参観も適宜行い、授業評価の参考資料としている。

学生による授業評価は、学期途中の中間アンケートと学期末アンケートの2回実施し、その集計結果は全教員に配布され、FD会議の検討資料となる。また、各教員にはアンケート結果に対する回答と今後の授業改善策を書面で報告させ、全教員・全学生出席の「意見交換会」（前期後期の2回）において全ての授業科目につき配付・開示している（資料1-2-3別添）。

3. 教員研修

教員の資質・能力の向上のための研修は、全国的なもの（司法研修所、日弁連、他大学等主催の各種シンポジウム・研修会等）へ各教員を随時参加させるという形と、学外講師を招き学内で研修会を開催するという形で実施している。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由） 基本的組織の編成については、上記の通り必要な専任教員を十分に満たしているだけでなく、本研究科の基本理念・目的（地域性・国際性）に沿うように、地域関連科目に対応した研究者・実務家教員を配置し、国際関連科目については外国法曹資格を有する実務家教員を配置するなど、その特徴を十分に発揮しうる教員組織となっている。

また、教育内容・方法の改善に向けて取り組む体制という点では、特に全教員参加のFD会議を定例化して実施しており、恒常的に個々の授業毎に具体的な教育内容・方法の改善に関わる検討を継続してきている点は評価できるものと考えられる。それによって、個々の授業についてのシラバス充実や、事前に配布する授業概要を始めとして具体的な

改善が見られ、授業に対する学生の評価も向上している（資料 1-2-3 別添）。

分析項目Ⅱ 教育内容

（１）観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

（観点到係る状況）

本研究科における修了要件単位数は 94 単位、うち必修科目は 70（法律基本科目 60、実務基礎科目 10）単位、選択必修科目は 24 単位である。そのうち、本研究科の理念・目的との関係で言えば、地域性を考慮した重点科目である「地域と法」を 1 年次に履修すべき（選択必修）科目として基礎法学・隣接科目群の中におき、また選択必修科目中、地域性・国際性に関連する科目を展開・先端科目 A 群とし、その中から 6 単位以上の履修を義務づけている。

また、本研究科では、基礎から応用への積上げ型の教育を重視し、その効果を高めるために、法律基本科目・実務基礎科目を中心にクォーター（4 学期）制を採用している。これは少数の科目を短期間で集中的に学習させると共に、各科目の学年・学期配置を基本的な科目から発展的・応用的な科目へと順次履修できるように配慮して、短期集中型の授業を順次積み上げていくことにより、効率的な学習効果をあげることを狙いとするものである（短期集中型積上げ方式）。セメスター制よりも学生の到達度・学習状況等をきめ細かく把握できるというメリットもある。

基礎から応用への積上げという観点は、授業方式の上でも、1 年次の基本科目は講義形式を中心とし、2 年次後期以降の総合科目等は双方向・多方向型の授業を中心とするという形に表れている。

さらに、平成 19 年度からクォーター制の効果を高めるため、原則として 4 単位科目を 2 単位 2 科目に分割し、各学年で通年を通して各分野を系統的・継続的に学習できるように各科目の学期配置等を再編し直すなどの改善を図った。

観点 学生や社会からの要請への対応

（観点到係る状況）

本研究科においては、学生や社会からの要請に対応するという観点から、以下のような取組みを行っている。

1. 学生による毎学期の授業評価のほかに、半期に一度（年 2 回）の学生との意見交換会を開いている。実際、意見交換会においては、学生からもしばしば率直な意見・要望が出され、要求と必要性があれば、適宜文書による回答も行っている。それらの意見・要望については、真摯に対応しており、学生からも十分に評価されている。
2. 毎年度、中間的な自己点検・評価を実施し、その結果につき、法曹関係者、地元自治体・経済界、他大学法科大学院教員等による外部評価を受け、『島根大学大学院法務研究科自己点検評価報告書』として公表してきた。
3. 日弁連法務研究財団によるトライアル評価受け（平成 18 年 3 月）、基本的には少なくとも必要な水準を満たしているとの評価を受けており、それらの評価に際しての諸々の指摘を、その後の教育課程等の改善に結び付けてきた。なお、過去 3 年間の自己評価及び外部評価の実施状況は次表の通りである（資料 2-2-1）。
4. 研究科の設置時から、大学設置・学校法人審議会による履行状況調査において指摘された留意事項についても真摯に受け止め、FD 会議で検討を重ね、平成 19 年度から大幅なカリキュラム改革を実施したことにより、平成 19 年度の面接調査では留意事項は付かなかった。
5. 法務研究科は、平成 17 年 4 月以降、内部に地域法律相談センターを設置し、隔週水曜

日午後、恒常的に地域住民からの無料法律相談に応じている。法律相談は、電話での相談申込みが可能で、大学の専用相談施設で実務家教員（弁護士）が対応し、また隠岐、邑南、雲南、安来等、島根・鳥取両県での移動相談も自治体と連携し、不定期開催しており、安心な町づくりに貢献している。

資料 2-2-1 平成 17 年度～平成 19 年度自己点検評価報告書発行・外部評価実施状況

| 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|-----------|---------------|----------------|---------------|
| 外部評価委員会 | 7 月 30 日実施 | 12 月 16 日実施 | 3 月 15 日実施 |
| 外部評価委員 | 7 名 | 6 名 | 7 名 |
| 自己点検評価報告書 | 平成 17 年 7 月発行 | 平成 18 年 12 月発行 | 平成 20 年 3 月発行 |

（出典：法務研究科事務部資料から作成）

（２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由） 教育課程については、設置基準等を満たしているのは当然のこととして、本研究科の理念・特徴を具体的に実現するように配慮されたカリキュラムであると共に、教育効果を挙げるための基礎から応用への短期集中型積上げ方式などの工夫を凝らしたものとなっている。

また、定期の授業評価、学生との意見交換会、自己点検・評価、外部評価、第三者（トライアル）評価や、大学設置審の留意事項にも真摯に対応し、それらを踏まえた教育課程等の改善を適切に実施している。法律相談等も実施しており、学生や社会からの要請に十分応えていると判断した。

分析項目Ⅲ 教育方法

（１）観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

（観点到に係る状況）

1. 授業形態の組合せ

本研究科における授業科目は、設置基準等にならない、大きく法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各群に分かれる。それぞれの科目の特徴に合わせ、その基本的な授業形態は凡そ以下の通りとなる。

①通常講義形式

通常講義形式による授業である。1年次法律基本科目及び2年次以降を含む基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は基本的にこれによる。なお、1年次法律基本科目については、段階的に双方向型・多方向型（ソクラテス・メソッド）も適宜取り入れている。

②双方向・多方向型（ソクラテス・メソッド）の講義形式

十分かつ徹底的な予習を前提として、法的思考力の鍛錬に重点を置いて、問答形式により授業を進める形態である。2年次法律基本科目がこの形態となる。

③双方向・多方向型（ソクラテス・メソッド）の演習形式

基本は双方向・多方向型（ソクラテス・メソッド）であるが、学生による報告・討論を中心に、扱う題材を具体的・実例問題（プロブレム又はケース）として、現実的な課題に対する法的思考の応用力を養うことを目的とする。「公法総合Ⅰ・Ⅱ」「民法総合Ⅰ～Ⅳ」「刑法総合Ⅰ・Ⅱ」等の法律基本科目中の総合科目がこの形態となる。

④実習

授業で学んだ法的思考力・応用力を実際の現場（或いはそれに近いシミュレーション）

において試行することを中心とする。具体的科目としては、「ローヤリング」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」等の実務基礎科目の一部が、この形態である。

⑤ ロールプレイによる演習形式

実務基礎科目の一部である「民事・刑事訴訟実務の基礎」や「民事・刑事模擬裁判」等の実際的な技能の修得を目的とする科目では、実務の実際に即した役割分担に従って、各々の立場での書類作成・訴訟準備等をシミュレーションにより行う「ロールプレイ方式」とする。

2. 学習指導法の工夫

本研究科では、平成19年度にGPA制度を導入し、それを修了要件とした。すなわち、GPA=1.5 点に満たない場合（単位修得に必要な最低評価点はD=1.0 点）には修了できないこととした。GPA制度を導入することにより、各学生の学習到達度をより適切に把握し、それを踏まえて指導することによって、学習への不断の努力を促し、学習のインセンティブを高め、質の高い法学的見識を持った法曹を養成することが可能となる。

さらに、この間、法科大学院教育において特に強調される「厳格かつ客観的な成績評価」を担保する仕組みを構築してきた。具体的には、成績評価基準を（小テスト20点、その他平常点20点、期末試験60点等として）一元化し、特に法律基本科目については期末試験を中心とする成績評価の事前・事後のチェック・システムを確立したことである。例えば、期末試験問題は各担当教員から事前提出を受け、教務委員会で内容をチェックする。採点についても受験者の名前を目隠ししての採点後に、同じく教務委員会でチェックする。問題がある場合には担当教員に再考を促すこととしている。このようなシステムにより、従来あった科目ごとの成績評価のバラつきがほとんどなくなり、厳格・客観的な成績評価システムとなっている。

観点 主体的な学習を促す取組

（観点到に係る状況）

学生に対して自学自習を促す観点から、年度初めの各学年へのオリエンテーションの際に、シラバス（授業計画書）を配付・提示し、授業内容、授業の進め方、教材等を事前に示している。また、学生の自学自習を促すため、各授業单元ごとの講義の主題、キーワードを明示し、講義の柱、論点を示す講義概要を配布するよう取り組んできた。さらに、学生の自学自習を支援するため、より詳しい授業内容等について、原則として授業レジュメを事前に配付し、当該授業実施日の1週間前までには学生に示すこととし（教授会決定事項）、実施している。シラバス、講義概要の提示時期は、全科目、原則前期・後期の学期始めとしている。

また、学生に十分な予習・復習の時間を保障するために1日あたりの必修科目の授業が過度に集中することなくバランス良く配当されるよう時間割編成に留意している。さらに、1日の必修科目のコマ数をさらに適切な量にするため、原則1日あたり最大2コマ以内となるよう時間割編成方針を立て編成方針通りの時間割を作成している（資料3-2-1別添）。

さらに、ハード面として、学生研究室（自習室）には学生全員分の机椅子を用意し、学生研究室の直近に学生用資料室も置き、学習用の図書も適切な希望があれば随時対応して揃えている。学生研究室も学生用資料室も24時間使用可能としている。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る

（判断理由） 上記の通り、授業形態は学年毎に学生の到達度に合わせた方式を採用することとしており、さらに、学習指導法の工夫としてもGPA制度の導入により、学生の到達度をよりきめ細かく把握することが可能となっており、今後その成果が期待できる。

また、主体的な学習を促す取組みについては、シラバス・授業概要等の事前配布、時間割編成上の工夫、また学生研究室等のハード面の充実などからして、十分な水準にあ

るものと言える。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

前記のようなFDを踏まえた教育課程や教育内容・方法の見直し・改善を経て、法曹となるに相応しい資質・能力が涵養されてきていると言えるが、それは同時に、教育内容・方法の見直し・改善に伴う成績評価の厳格化・客観化の貫徹により、単位を落とす学生や留年者を一定生み出さざるを得ないということでもある。逆に言えば、正当な努力により所定の単位を適正に修得した学生には、法曹としての期待される能力が備わっているものと言える(資料A2 現況分析用入力データ集：4-1 単位修得)。

また、「地域に深く根ざした法曹養成教育」という観点からみると、特に「地域と法」の成績評価(地域との関係での法の把握、基礎的な専門知識と法の運用能力等)が良い学生は他の授業科目の成績評価も良く(「地域と法」の成績優秀者は他の科目でも成績優秀者である有意な相関関係)、本科目は学習へのモチベーションを高め、各法分野の基本知識を修得させていくという授業目的を達成している。また、地元法律事務所での研修を行うエクスターンシップや地域の法律相談を基本とするリーガル・クリニック等の実務科目は、地域の法的問題への深い洞察力を養う意味で重要な科目であるが、本研究科においては、これらの実務科目への参加者が相対的に多いという特徴がある(資料4-1-1)。

資料 4-1-1 平成 19 年度エクスターンシップ研修状況

| 地域 | 受入弁護士事務所数 | 研修院生数 | 研修内容 |
|----|-----------|-------|-------------------------------|
| 米子 | 6 | 7 | ・法律事務所における相談・依頼事案での立会い・調査・起案。 |
| 倉吉 | 1 | 1 | |
| 鳥取 | 6 | 6 | |
| 合計 | 13 | 14 | |

(出典：法務研究科事務部資料から作成)

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

この間、FD会議等を中心に個々の科目の教育内容・方法の見直しを進め、特に、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民事法総合Ⅰ、民事訴訟法(以上、旧カリ)の授業内容・方法の改善については、一定の成果を上げ学生からも評価を受けている(資料1-2-3別添)。

授業感想や他の科目の論述問題の解答内容から、実質既修者の法的知識・問題意識が平板なものから深いものになってきている。

実務基礎科目の配当年次の見直しを進め、平成19年度より「法曹倫理」を2年次前期科目としたが、これにより、法曹としての責任についての規範、倫理規定等を事前に理解し、エクスターンシップに臨めるようになった。臨床科目と法曹倫理科目の複数履修の重要性を学生は理解しており、両科目を履修する学生が極めて多い。

4学期制については、基本的に学生の評価は高い。

厳格・客観的な成績評価の実施により、単位を落とす学生も見られるが、それらについては、成績問合せ制度の活用により、学生からも十分な納得・理解が得られてきている(資料4-2-1別添)。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 学生の身に付けた学力や資質・能力という点では、とりわけ地域性に重点を置いた科目の履修者が多く、「地域に深く根ざした」法曹としての資質・能力が身に付いていると言える。

また、教育内容・方法等の改善に伴い、学生による授業評価等が向上しており、同時に厳格・客観的な成績評価システムを確立しつつあり、それに対応する形で、学生からの成績評価に対する理解が深まり、学習意欲の維持・向上につながっている。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況**(1) 観点ごとの分析****観点 卒業(修了)後の進路の状況**

(観点到係る状況)

本研究科では、平成16年度設置後、平成17年度に第1期生中の履修免除試験に合格し2年次からの履修を認められた者(2年間履修コース)1名が修了し(平成18年3月)、平成18年実施の第1回新司法試験に合格した。翌平成19年度には第1期生(3年間履修コース)26名の修了者を出し(平成19年3月)、そのうち平成19年実施の第2回新司法試験において(受験者18名、短答合格者11名中)3名が合格した。すなわち、第1期生の修了者27名中、新司法試験合格者は合計4名である。

観点 関係者からの評価

(観点到係る状況)

特に、第1期生修了者のうち平成17年度修了者から、本研究科における教育内容についての高い評価を受け、平成18年度修了者のうち最終合格者3名からも、肯定的な評価を受けている。また、同修了者については、司法研修所の教官からもその能力についての高い評価がなされていると聞く。さらに、本研究科設置に向けて期成同盟立上げなどに尽力していただいた地元経済会・弁護士会等からは、ここまで計4名の合格者を出していることについて、特にそのうち2名が地元山陰地域出身者である点について、高い評価がなされている。

もっとも、平成19年実施の第2回新司法試験については、全受験者(18名)中の最終合格者が3名に止まった点は、全国平均の合格率に比較しても低く、今後合格率の向上を目指して更なる取組みが必要といえる。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 平成18年実施の第1回新司法試験においては、受験者1名が合格した。平成19年の第2回新司法試験においては、合格者数(受験者18名中3名)、合格率は、共に予想を若干下回るものであったが、地方国立大学のおかれた諸状況を考慮すると必ずしも極端に低い水準というわけではない。また、新司法試験は3回まで受験が保証されており、今後の推移も見守る必要がある。

なお、上記合計4名の合格者中2名が地元出身者であることは、本研究科の存在意義を改めて確認する結果となっているといえる。

勿論、今後上記結果について、十分な分析・検討を加え、適切な対策を講じる必要があることは確かであるが、当面の評価としては、上記の水準にあると考える。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「FD活動の充実」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

【取り組んだ内容】

FD活動の充実に取り組んだ。具体的には、FD会議の開催・運営方法を改善・充実した。

【法人化時点及び評価時点の状況】

法人化(=本研究科設置)当初においては、担当教員の授業の現状報告を中心に討論を行ってきた教育方法研究会(全教員により構成。教授会(第4水曜定例)終了後に開催)を改め、FD委員会で取り上げられた教育内容・方法等に関する検討課題につき、全教員参加のFD会議として、教授会とは別に設定し(第2水曜日が定例)、十分な時間を取って開催し、検討を積み重ねている。さらに具体的な内容としては、授業参観・報告の義務的实施、学生による授業アンケートに対する各教員の回答を全教員・全学生に開示することにより、客観的な相互批判の素材としている。また、FD会議においては、それらを含め、シラバス、講義概要、講義資料等の多様な資料に基づき、個々の授業毎に具体的な検討を積み重ねている。

【得られた成果または改善した内容】

FD会議の定例化(毎月実施)とその内容の充実により、各教員の意識の向上、個々の科目の授業内容・教育方法等の改善が見られる。その結果として、例えば、学生による授業に対する評価も改善されてきた。

②事例2「カリキュラムの改善」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

【取り組んだ内容】

カリキュラムの見直し、改善に取り組んだ。

【法人化時点及び評価時点の状況】

設置(平成16年度)当初から、本研究科においては、4学期制を採用し、例えば4単位の科目も実質2ヶ月間で学習するため、毎週4コマ(1コマ=90分)の授業が行われていた。これは、短期集中的な学習による積上げ方式として、一定の効果を挙げていたが、週4コマの授業については予習・復習、授業準備等の点で学生・教員の双方にとってかなりの負担であることも指摘されていた。

そこで、平成19年度から、4学期制の基本的な利点を維持しつつ、上記の問題等を解消するために、原則として4単位科目を2単位2科目に分割し、各学年で通年を通して各分野を系統的・継続的に学習できるように各科目の学期配置等を再編し直すとともに、積上げ方式の一層の徹底という観点からは、2年次前期までに法律基本科目中の基礎的科目(講義形式を基本とする科目)の履修を終えさせ、2年次後期以降から応用的科目である総合科目(双方向・多方向型科目)を履修させる形に貫徹した。

【得られた成果または改善した内容】

上記カリキュラム改正により、4学期制による短期集中積上げ型の教育システムが一層充実した。具体的には、法律基本科目4単位科目の2単位2科目化により、各基本科目の到達度をよりきめ細かく把握できることとなり、履修指導等にも大いに役立ち学生の学習意欲の向上に寄与している。また、2年次前期までに、法律基本科目の履修を終え、2年次後期からは総合科目に集中的に取り組ませることができるようになり、積上げ教育の一層の充実が図られることとなった。

③事例3 「GPA制度の導入」と成績評価基準の厳格化・客観化(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組)

【取り組んだ内容】

GPA制度を導入した。成績評価基準を厳格かつ客観化するシステムを構築した。

【法人化時点及び評価時点の状況】

本研究科設置当初の教育課程においては、成績評価は、従来の学部等のシステムに倣い、基本的にA(優)、B(良)、C(可)、D(不可)の4段階評価を採用し、修了要件としては、所定の単位数(94単位)の修得で足りることとしていた。平成19年度のカリキュラム改正に伴い、いわゆるGPA制度を導入し、各科目の成績評価を7段階とし各評価を点数化して(A+=4.0, A=3.0, B+=2.5, B=2.0, C=1.5, D=1.0, F=0),その平均点が一定以上のレベルに達していない場合(GPA=1.5点に満たない場合)には修了できないこととした。

同時に、成績評価基準を客観化・厳格化するために、基準自体の一元化、期末試験を中心とする事前・事後のチェック・システムを確立した。

【得られた成果または改善した内容】

GPAを導入したことにより、各学生の学習到達度をより適切に把握し、それを踏まえて指導することによって、学習への不断の努力を促し、学習のインセンティブを高め、質の高い法の見識を持った法曹を養成することが可能となった。実際、各学生の現在の到達度を数値化して把握でき、履修指導に際しての具体的な指導指針となっている。

さらに、厳格な成績評価システムの確立により、学内外からの成績評価に対する客観的な信頼を築き上げることができた。